

令和5年度秋田市空き家定住推進事業

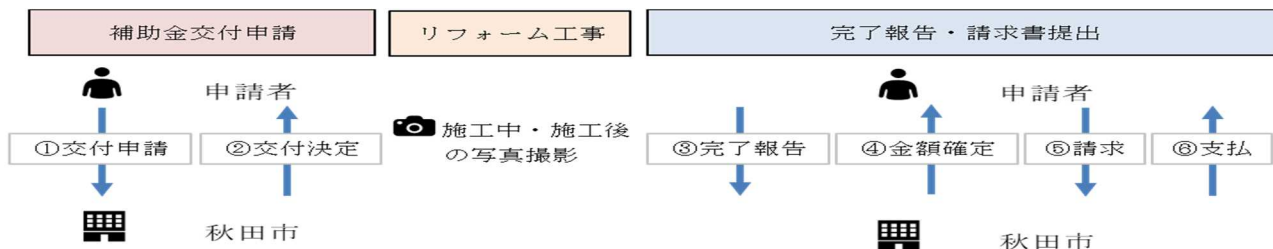
空き家を購入・賃貸借する際の増改築やリフォーム工事に対して補助します。

1 制度要件

補助対象者 (申請者)	次のいずれかに該当する方 <input type="checkbox"/> 空き家等を購入又は賃借し、 市外から移住(※1) するために リフォーム等(※2) を行う移住者 <input type="checkbox"/> 空き家等を 市外から移住 する方に賃貸するため、 リフォーム等 を行う空き家の所有者 <input type="checkbox"/> 中活区域内等(※3) の空き家等を購入又は賃借し、居住するために リフォーム等 を行う市内在住者 <input type="checkbox"/> 中活区域内等 の空き家等を市内在住者に賃貸するため、 リフォーム等 を行う空き家の所有者 ※1 市外から移住 ：市外に直近1年以上居住し、年度内に市内へ転入する方、又は令和3年度以降に市内へ転入した方 ※2 リフォーム等 ：増改築（建替えを含む）やリフォーム工事等 ※3 中活区域内等 ：秋田市中心市街地活性化基本計画で定めていた区域内又は秋田市立地適正化計画の居住誘導区域内
補助対象住宅	次のいずれにも該当する戸建ての物件 <input type="checkbox"/> 空き家バンク登録物件又は宅建業者の仲介により取引されたもの <input type="checkbox"/> 申請日時時点で建築から10年以上経過しているもの <input type="checkbox"/> 申請する日から起算して1年前の日までの間に、所有者等と売買契約もしくは賃貸借契約が締結又は売買もしくは賃貸借について同意が得られているもの <input type="checkbox"/> 令和5年度内に購入者又は賃借人が居住を開始するもの <input type="checkbox"/> 過去に本補助金、秋田市多世帯同居推進事業補助金、秋田市多世帯同居・近居推進事業補助金又は秋田市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金の交付対象となっていないもの
補助対象工事等	次のいずれにも該当する工事 <input type="checkbox"/> 空き家等に定住するために必要な住宅本体工事 <input type="checkbox"/> 秋田市内に本店、支店又は営業所等を有する建設業者等が施工する工事 <input type="checkbox"/> 令和5年度内に完了し、完了実績報告書を提出できる工事 【対象とならない工事】 外構工事（敷地造成、門および塀など）や附属設備（小屋、物置および住宅から独立した車庫・カーポートなど）の設置・修繕工事、その他補助金の交付が適当ではないと認められる工事
補助額	補助対象工事費の2分の1の額と次の上限額のうち、いずれか低い金額 ・空き家等の購入による移住者 上限額100万円 ・空き家等の賃貸借による移住者等 上限額30万円 ・中活区域内等の空き家等を購入した市内在住者 上限額50万円 ・中活区域内等の空き家等を賃貸借した市内在住者等 上限額20万円
その他	本制度のご利用にあたっては、以下についてご確認ください。 ・交付決定後3年以上、対象住宅へ居住することが条件です（購入又は賃借の場合に限る）。 ・補助を受けられるのは、事業年度又は補助金額に関わらず、1つの住宅につき1回限りです。 ・市税を滞納している方は、補助の対象外となります。 ・東日本大震災に起因して避難し、現に市内に居住している方も利用できます。 ・国費が充当される他の補助事業（こどもエコすまいる支援事業、先進的窓リノベ事業、秋田県省エネ家電購入応援キャンペーン等）とは併用できません。 ・当課所管の他の補助金とは併用できません。
受付期間	令和5年4月3日（月）～令和6年3月15日（金）※土日祝日を除く。 ※予算に達した場合、申請受付を終了することがありますのでご注意ください。
申請方法	窓口持参、郵送またはEメールでご申請ください。 ※Eメールでご申請される場合、公的書類（住民票(又は)戸籍の附票)、納税証明書および登記事項証明書)については、別途原本をご提出いただく必要があります。
受付窓口 お問合せ先	秋田市都市整備部住宅整備課 住宅企画担当 〒010-8560 秋田市山王一丁目1-1 秋田市役所4階 電話 018-888-5770 FAX 018-888-5771 E-Mail ro-cshs@city.akita.lg.jp ホームページ https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/sumai/1007487/1007789.html



2 申請から交付までの流れ



3 申請時に必要な書類

1	空き家定住推進事業補助金交付申請書（様式第1号）	<input type="checkbox"/>
2	誓約書兼同意書（様式第2号）	<input type="checkbox"/>
3	売買契約書又は賃貸借契約書の写し	<input type="checkbox"/>
4	重要事項説明書の写し	<input type="checkbox"/>
5	転入前又は転居前の住所を確認することができる住民票もしくは戸籍の附票	<input type="checkbox"/>
6	賃借人の転入前又は転居前の住所を確認することができる書類 ※賃貸するために所有者がリフォーム等を行う場合に限る	<input type="checkbox"/>
7	工事請負契約書又は請書の写し（契約者氏名、住所、工事名、工事場所、金額、工期および日付等が記載され、収入印紙が貼付されているもの）	<input type="checkbox"/>
8	工事内訳明細書又は見積書の写し（数量×単価で表記されていること。一式表記はお避けください。）	<input type="checkbox"/>
9	住宅の外観全景写真および工事部分の施工前写真（施工中および施工後の写真と対比できるように撮影し、行う予定の工事内容がわかるコメントをご記載ください。）	<input type="checkbox"/>
10	建築基準法による確認が必要な場合は、確認済証の写しおよび図面	<input type="checkbox"/>
11	建物の登記事項証明書 ※賃貸するために所有者がリフォーム等を行う場合に限る	<input type="checkbox"/>
12	本市市税に滞納がないこと証する納税証明書（完納証明書）	<input type="checkbox"/>
13	東日本大震災に起因して避難している者であることが分かる書類および市内に居住していることが分かる書類 ※該当する場合に限る	<input type="checkbox"/>
14	上記のほか、市長が必要と認める書類	<input type="checkbox"/>

4 完了時に必要な書類

1	空き家定住推進事業完了実績報告書（様式第7号）	<input type="checkbox"/>
2	領収書の写し（宛名、金額、但し書き、日付および発行者が記載され、収入印紙が貼付されているもの）	<input type="checkbox"/>
3	世帯全員の転入後又は転居後の住民票	<input type="checkbox"/>
4	賃借人が補助対象住宅に居住したことが分かる書類 ※賃貸するために所有者がリフォーム等を行う場合に限る	<input type="checkbox"/>
5	工事部分の施工中および施工後の写真（施工前の写真と対比できるように、なるべく同じ角度から撮影し、行った工事内容がわかるコメントをご記載ください。）	<input type="checkbox"/>
6	確認済証の交付を受けた場合は、検査済証の写し	<input type="checkbox"/>
7	建物の登記事項証明書 ※購入者又は賃借人がリフォーム等を行う場合に限る	<input type="checkbox"/>
8	上記のほか、市長が必要と認める書類	<input type="checkbox"/>

5 その他の補助

子育て世帯移住促進事業	秋田市へ移住する子育て世帯に対し、住宅の新築・購入、賃借および転居にかかる費用を補助します。
若者移住促進事業	秋田市へ移住する若者の生活必需品等の購入に要する費用を補助します。
【フラット35】 地域連携型	空き家定住推進事業の補助を受ける方が【フラット35】を利用した場合、当初10年間の金利を年0.25%引き下げます。